

日本学生支援機構寄附金事業
「JASSO 災害支援金」の
ご案内

元奨学生や篤志家の方々などから

寄せられた寄附金を基に

「JASSO 災害支援金」事業を実施しています。

自然災害等により、学生・生徒又はその生計維持者の居住する住宅に半壊若しくは床上浸水以上の被害を受け、学生生活の継続に支障をきたした学生・生徒が、一日も早く通常の学生生活に復帰し、学業を継続できるよう JASSO 災害支援金の支給を行います。

詳細はこちら

<https://www.jasso.go.jp/gakusei/shienkin/index.html>

JASSO 災害支援金の申込みは、学校の担当窓口へ

2024年1月1日



独立行政法人
日本学生支援機構
JASSO Japan Student Services Organization

「JASSO 災害支援金」申請から支給までの流れ

自然災害等で居住する住宅に半壊以上等の被害発生（学生・生計維持者）



申請書類提出（学生⇒学校）



推薦（学校⇒JASSO）

※データの送信と推薦書類の郵送



日本学生支援機構（JASSO）での審査



審査結果の通知（JASSO⇒学校⇒学生）



「JASSO 災害支援金」の振込み

日本人学生（JASSO ⇒ 学生）

外国人留学生（JASSO⇒学校⇒学生）



受領報告書の提出（学校⇒JASSO）※外国人留学生のみ

JASSO 災害支援金

1.本事業の目的

自然災害等により、学生又はその生計を維持する者が居住する住宅に半壊以上等の被害を受けた場合に、学生生活の継続に支障をきたした学生が、一日も早く通常の学生生活に復帰し学業を継続するための支援として、日本学生支援機構（以下、「JASSO」という。）が実施する事業です。

2.申請資格

次の(1)～(3)**全て**に該当する学生（学部学生・大学院生・通信教育部学生・外国人留学生）。

(1)日本国内の大学、短期大学、大学院、高等専門学校、専修学校専門課程に在学中の学生等（外国人留学生を含む）。

(2)自然災害等の発生により、**居住する住宅**（当該学生又はその生計を維持する者が生活の本拠として日常的に使用している日本国内の住宅をいう。以下同じ。）に、**半壊（半流出・半埋没及び半焼失を含む。）若しくは床上浸水以上の被害を受けた場合、又は自然災害等による危険な状態が発生し、自治体の避難勧告等による住居への立入禁止等が1か月以上継続（以下、「長期避難」という。）した場合。**

(3)学修に意欲があり、修業年限で学業を確実に修了できる見込みがあると学校長が認める学生等。

※ 科目等履修生、研究生、聴講生等は除きます。

※ 成績不振により留年中（成績自体に問題はないが、学籍異動（休学・留学等）のため同一学年を引き続き再履修している学生を除く。）に発生した災害は対象外です。

※ 入学前・休学中に発生した災害は対象外です。

※ 同一の災害につき、申請は1回とします。

※ JASSO の貸与・給付奨学金利用の有無は問いません。また、他団体の経済的支援を受けていても申請することができます。

3.支給額

10万円 ※ 返還不要

4.申請書類

申請書類は次の中央大学公式 Web サイトの奨学金ページからダウンロードしてください。

【参考】JASSO 災害支援金に関する日本学生支援機構ホームページ

<https://www.jasso.go.jp/gakusei/shienkin/index.html>



【本学公式 Web サイト> 学生サポート> 奨学金】

<https://www.chuo-u.ac.jp/campuslife/scholarship/>



5.支援金の申請方法

指定の申請書類を中央大学の各担当窓口（下記参照）まで提出してください。

6.申請書類の提出期限

自然災害等の申請事由の発生月の翌月から起算して6か月を超えない期間内かつ当該学生等が在学中である必要があります。

災害	大学への書類提出期限
令和6年能登半島地震に伴う災害 【新潟県】 新潟市、長岡市、三条市、柏崎市、加茂市、見附市、燕市、糸魚川市、妙高市、五泉市、上越市、佐渡市、南魚沼市、三島郡出雲崎町（法適用日：令和6年1月1日） 【富山県】 富山市、高岡市、氷見市、滑川市、黒部市、砺波市、小矢部市、南砺市、射水市、中新川郡船橋村、中新川郡上市町、中新川郡立山町、下新川郡朝日町（法適用日：令和6年1月1日） 【石川県】 金沢市、七尾市、小松市、輪島市、珠洲市、加賀市、羽咋市、かほく市、白山市、能美市、河北郡津幡町、河北郡内灘町、羽咋郡志賀町、羽咋郡宝達志水町、鹿島郡中能登町、鳳珠郡穴水町、鳳珠郡能登町（法適用日：令和6年1月1日） 【福井県】 福井市、あわら市、坂井市（法適用日：令和6年1月1日）	2024年6月3日（月）
令和5年台風13号の影響に伴う災害 【福島県】 いわき市、南相馬市（法適用日：令和5年9月8日） 【茨城県】 日立市、高萩市、北茨城市（法適用日：令和5年9月8日） 【千葉県】 茂原市、鴨川市、山武市、大網白里町、長生郡睦沢町、長生郡長柄町、長生郡長南町、夷隅郡大多喜町（法適用日：令和5年9月8日）	2024年2月8日（木）
令和5年台風7号の影響による停電に伴う災害 【京都府】 福知山市、舞鶴市、綾部市（法適用日：令和5年8月14日） 【兵庫県】 美方郡香美町（法適用日：令和5年8月15日） 【鳥取県】 鳥取市、八頭郡八頭町、東伯郡三朝町（法適用日：令和5年8月15日）	2024年1月15日（月）

7.審査結果の通知および支援金の支給について

JASSOにおける審査結果（支給の可否）は、大学から通知します。また、支給対象者には、JASSOから指定口座に支援金が振り込まれます。

※ 審査結果は、申請書類を大学で受領した月の翌月の上旬頃に個別に連絡します。

※ 支給日は審査結果通知により通知します（概ね通知の1週間以内）。

8.申請書類の提出先（各担当窓口） ※ 不明な点は各担当窓口までお問合せください。

申請書類は、各担当窓口まで、必ず記録が残る郵送方法（書留、簡易書留、特定記録、レターパック、レターパックライト等）でお送りください。

ご連絡・ご質問は下記お問い合わせフォームよりお願いします。

※ 順次確認しますので、回答まで数日お時間をいただく場合があります。あらかじめご了承ください。

対象	担当窓口	お問い合わせフォーム QR コード
多摩・茗荷谷 キャンパス通学生	奨学課（多摩キャンパス 6 号館地下 1 階） 〒192-0393 東京都八王子市東中野 742-1 https://www.chuo-u.ac.jp/inquiry/form/?id=48	
在留資格「留学」の学生※	国際センター（多摩キャンパス 11 号館 2 階） 〒192-0393 東京都八王子市東中野 742-1 https://www.chuo-u.ac.jp/inquiry/form/?id=55	
後樂園・市ヶ谷田町 キャンパス通学生	都心学生生活課（後樂園キャンパス 1 号館 1 階） 〒112-8551 東京都文京区春日 1-13-27 https://www.chuo-u.ac.jp/inquiry/form/?id=44	
ロースクール通学生	法科大学院事務課（市ヶ谷キャンパス） 〒162-8473 東京都新宿区市谷本村町 42-8 https://www.chuo-u.ac.jp/inquiry/form/?id=26	
ビジネススクール通学生	ビジネススクール事務室（後樂園キャンパス 3 号館 13 階） 〒112-8551 東京都文京区春日 1-13-27 https://www.chuo-u.ac.jp/inquiry/form/?id=27	
通信教育部学生	通信教育部事務室教務課（多摩キャンパス 10 号館） 〒192-0351 東京都八王子市東中野 742-1 https://www.tsukyo.chuo-u.ac.jp/current/contact/online/	

※ 後樂園キャンパスに通学している在留資格「留学」の学生は理工学部事務室へ書類を提出してください。